## 質問と答え

# いやなことや困ったことが起こった時には?

#### 世界 質問 1

#### 障害のことで差別されたら、 まずどうしたらいいのですか?

答え 役所に相談を受け付けてくれる 窓口があるので、その窓口で相談してください。 そこで解決できない場合は、 他の相談窓口を教えてくれます。





### **差別した会社・お店などは、 とうなるのですか?**

答え 会社・お店などの場合は、 においる人にどんな対応をしたか で書のある人にどんな対応をしたか 役所に報告するように求められたり、 差別をしないように注意をされることがあります。

### **質問**

#### 

管害者差別解消法が禁止しているのは、 役所や会社・お店などによる差別です。 この法律が、一人ひとりのすることや 考えを罰することはありません。 障害のある人への差別がなくなるよう、 国や都道府県または市町村は、障害や障害の ある人について、国民が理解を深められるような 取組をしなければなりません。

### では、 この法律はいつから 4 スタートするのですか?





問い合わせた 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当 〒100-8914東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎8号館

電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html